三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県桐生市梅田町一丁目字高松沢一二八三、字大形一三二〇の一、字仙ヶ沢一三二二
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字羽沢字風早一六一六の一、一六一九の五、一六三一の一、多野郡上野村大字勝山字モッセイ甲一〇九六、一〇九六の三、一〇九七から一一〇〇まで、一一〇二、一一〇七
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに桐生市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇四四六八・四四六〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇四四六八（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市五常字マセグチ一〇二三〇の七から一〇二三〇の九まで、字新林一〇二三七の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市五常字マセグチ一〇二三〇の五、一〇二三〇の六、字新林一〇二三七の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十三年十月二十六日農林省告示第千六百九十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十五年六月二十三日農林省告示第八百三十五号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から一〇号までを順次結んだ線及び標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県唐津市相知町千束字本川内二二五八の三二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から一六号までを順次結んだ線及び標柱一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原字堂ノ瀬五一八二のイ、五一九二のロ、五一九三のイ、五一九三のロ、五一九三のハ、五一九四、五一九三のハ地先
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　七年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及びみやき町役場に備え置いて縦覧に供する。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）